



令和8年3月3日

多機能端末機における証明書発行手数料の過少徴収について

1 概要

多機能端末機において、本来の証明書発行手数料よりも低い金額で、各種証明書等（住民税課税証明書や住民票の写しなど）が発行できる状態になっていた。現在は解消しているものの、その間、本来徴収する金額よりも10,140円（60件分）を過少に徴収していることが分かった。

不足分を徴収するために、対象者については、お詫びをするとともに、納付書を郵送することとしている。

<本来の証明書発行手数料よりも低い金額で発行できた期間>

令和8年2月25日 9時45分から11時15分まで

<影響範囲>

種別	手数料	改正後手数料	交付件数	影響額
特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書	200円	150円	7件（6人）	350円
特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書	200円	150円	2件（2人）	100円
住民票の写し	200円	10円	39件（34人）	7,410円
印鑑登録証明書	200円	10円	12件（9人）	2,280円
合計			60件（51人）	10,140円

2 再発防止策

本事案については、証明書発行手数料の改正（令和8年3月23日施行予定）に向けたテストを行う際に発生したものである。本来であれば、本番環境への影響が出ないように、事前に地方公共団体情報システム機構に連絡し、設定をしてもらってから、行うものであったが、担当者がその連絡を失念していた。

今後、多機能端末機に関わるテストを行う際には、作業チェックリストを作成し、必ず複数担当者でチェックを行い、見落とさない体制を作ることで、再発防止を徹底する。

【問い合わせ】 政策経営部DX戦略課